

## 12 農林水産業

### (1) 認定農業者制度の見直し等について

#### 農業経営の発展に資する業態に対する支援【平成19年度措置】

認定農業者制度は、自ら農業経営の改善を計画的に行おうとする者に対し、重点的に支援措置を講じ、もって効率的かつ安定的な農業経営を育成しようとするものであり、従来、農地の権原を有さず、農作業受託のみを行う者の取扱いが必ずしも明確でなかったところであるが、現下の農業政策が経営の実体に着目した支援を行う方向にシフトしつつあることを踏まえ、先般、コントラクターのような農作業受託のみを行う者であっても、主な基幹作業を受託し、収穫物の処分権を有している等農業経営の実体を有していれば、認定農業者として認められ得るよう措置されたところである。

しかしながら、農業経営の発展のためには、農業経営を営む者のみならず、特定の農作業のみを受託するコントラクターや、契約により農産物の提供を受ける出荷団体などの農業経営に関連する業態についても、様々な形による支援を行うことが必要である。

したがって、こうした農業経営の発展に資する業態に対し、資金調達の円滑化など、それぞれの業態のニーズや実態に応じた支援を強化する。( 農水ウ )

#### 認定農業者制度の運用改善【平成19年度措置】

##### ア 認定・再認定審査の透明性の確保

農業経営改善計画の認定に当たって、市町村が独自の判断基準を設けている場合があるが、これが公開されていないため、市町村における認定審査の基準が不透明になり、よく似た経営を営む農業者であっても、認定を受ける市町村が異なった場合、認定にバラツキが生じているケースも見受けられる。

したがって、認定手続きの透明性を確保するために、認定に当たって、市町村が独自の判断基準を設けている場合には、当該基準を公開するよう必要な措置を講ずる。( 農水ア a)

##### イ 認定・再認定審査における第三者機関の設置・活用

よく似た経営を営む農業者であっても、認定を受ける市町村が異なった場合、認定にバラツキが生じている状況を改善するため、すでに一部の市町村において実施している認定審査における第三者機関の設置・第三者機関からの意見聴取が

全国的に行われるよう、必要な措置を講ずる。( 農水ア b)

### ウ 再認定審査における判断基準の明確化

真に経営努力を継続した者のみが再認定されるよう、再認定においては、経営努力の判断基準として、従前の計画に係る経営規模、所得、労働時間等の目標の達成状況を把握し、その要因を分析した上で、再認定の可否を判断するよう必要な措置を講ずる。( 農水ア c)

### エ 認定取消し措置の適切運用

現在、農林水産省経営局長通知(平成18年6月27日付け18経営第2053号)において、市町村は、認定に係る全ての農業経営改善計画について、原則として毎年(少なくとも当該計画の有効期間の中間年には必ず)当該計画を検証し、取組が不十分である場合は、指導・助言その他の支援を実施することとなっており、それを受けた認定農業者に改善が見られない場合には、「適切に認定の取消しを行うことが望ましい」とされているが、経営改善に取り組む意欲がない農業者を認定農業者として支援することは政策の意図を歪めることになることから、認定の取消しについては、適切に運用されるよう必要な措置を講ずる。( 農水ア d)

## (2) 農地の所有と利用の分離

### 農地政策全般の再構築に係る検証・検討【平成19年度検討開始】

農地の流動化及び規模拡大について賃貸借によるものが主流であるという実態を踏まえ、利用集積を加速化するために、所有と利用を分離し、経営的利用をさらに促進し、利用本位の農地政策としていくため、農地政策全般の再構築に向けて検証・検討を行う。

その際には、農地を農地として利用することを前提に、他産業・異分野からの農業参入を促進し、様々な形態や新たなビジネスモデルで農業経営が可能となる観点も念頭に置いて、検証・検討を行う。( 農水ア )

### 農地の長期安定利用スキームの設定【平成19年度措置】

現状、借地による農地の利用権の設定や賃貸借契約は、10年未満のものが多くを占めているが、これは、賃貸借期間が最長10年だという誤解や思い込みによるものであり、民法上の上限期間である20年までは設定が可能である。したがって、現行制度においても20年までの利用権の設定や賃貸借契約が可能である旨の周知徹底を図り、設定期間及び契約期間の長期化に取り組む。( 農水ア )

### **主体を問わない農地利用の促進【平成 19 年度措置】**

経営主体を問わず農地の利用が可能となるよう農地政策を見直すためには、長期間の検討を要することが考えられる。

現在、特定法人貸付事業において、農業生産法人以外の法人であってもリース方式で農地の権利が取得できることとなっているが、参入区域（市町村が、耕作放棄地や耕作放棄地になりそうな農地等が相当程度存在する区域を、参入可能な区域として設定）内であれば農地に制限はないにも拘らず、リースのできる農地が耕作放棄地に限られるといった誤解や農地情報が不足しているといった指摘がある。

農業分野において新規参入の積極化が求められる中、農業経営に意欲的な一般法人の新規参入を促進するため、耕作放棄地以外の農地もリースが可能であることの周知徹底を図るとともに、一般法人の農業参入に資する農地情報を提供する仕組みを構築する。（農水ア）

## **（３）農業委員会の在り方の見直しについて**

### **権限行使における判断の統一化【平成 19 年度措置】**

認定農業者に対して重点的に施策を実施するなど、従来の政策からの大きな転換期を迎えている状況を踏まえ、その政策意図を十分に農業委員会に浸透させるとともに、市町村によって異なっている農業委員会の運用や権限行使を是正するため、改めて、農業委員会の権限行使が統一的に運用されるよう、判断基準の周知徹底を図る。（農水ア a）

### **委員構成の見直し【平成 19 年度措置】**

農業委員会の委員構成は、農業者を母体とする選挙委員（40 人以内）と選任委員（農協、農業共済組合及び土地改良区の代表者各 1 人以内と学識経験者 4 人以内）とされているため、大半の農業委員会においては、選任委員数が少ない状況にある。

農業委員には、地元の農業の状況に深い理解のある農業者の存在は不可欠であるが、農業委員会が中立性を確保し構造改革を促進する組織として機能を発揮するため、選任委員に中立的な第三者である学識経験者が参加できるよう改める。（農水ア b）

また、農業委員の被選挙権は「都府県にあつては十アール、北海道にあつては三十アール以上の農地につき耕作の業務を営む者」にあるが、農業委員会が農用地の利用関係の調整等を進めて行くに当たっては、農地の出し手や小規模農家の意向を踏まえつつも、その権能を行使する農業委員には、「農業経営の改善に取り組む意欲

のある農業者」、「農業経営のスペシャリストを目指す者」である認定農業者などの今後の農業の担い手となる者を増やしていくことに取り組む。( 農水ア c)

#### (4) 農協経営の透明化、健全化について

##### 農協の内部管理態勢の強化

農協は、平成 18 年において 2 つの農協が公正取引委員会より独占禁止法に基づく不公正な取引方法に該当するおそれがある行為をしたものとして警告を受けたほか、不祥事の発生が多数報道されている。

現在、農協の経済事業をはじめとして改革に向けた取組がなされているが、農協の内部管理態勢についても強化が必要である。

したがって、経済事業をはじめとする改革を推進するとともに、農協は組合員に奉仕するという本旨を徹底し、コンプライアンス態勢の強化や業務の効率性、財務報告の信頼性を確保するためにも、引き続き内部統制の強化に取り組む。**【平成 19 年度以降逐次実施】**( 農水イ a)

特に、コンプライアンス態勢については、コンプライアンス委員会の設置などその強化が早期に図られるよう必要な措置を講ずる。**【平成 19 年度措置】**

( 農水イ b)

##### 農協の不公正な取引方法等への対応強化【平成19年度措置】

独占禁止法上の不公正な取引方法に該当するおそれがある農協の行為を示した独占禁止法上のガイドラインについて、公正取引委員会、農林水産省等の関係機関は、協力して、農協、農協組合員、農業者の組織する団体等に対し、説明会の開催やそれらの者が実施する研修への協力等を通して、周知徹底を図る。( 農水イ a)

また、同計画において、「農協の指導機関である全中や実際に事業を行う全農が、上記ガイドラインを個別の事業に当てはめて、各農協がルールを逸脱することがないように分かりやすく解説した指針を策定し各農協へ指導を徹底するよう、所要の措置を講ずる。さらに、不公正な取引を行った農協に対し、現行の独占禁止法による措置のみでは十分ではないと認められる場合には、再発防止等の措置について、農業協同組合法による行政処分も含め、適正に対処するよう所管行政庁において徹底する。」とされていることについては、平成19年度以降も逐次実施する。( 農水イ b)

さらに、公正取引委員会、農林水産省等の関係機関は、農協組合員、農業者の組織する団体等が農協に関する苦情について情報提供したり、農協が法令順守の観点から相談したりしやすくするため、農協、農協組合員、農業者の組織する団体等に

対して、苦情受付・相談方法及び相談窓口の周知徹底を図るとともに、苦情・相談について協力して対応するなど、所要の措置を講ずる。( 農水イ c )

### **公正な競争条件の確保【逐次実施】**

農業分野全般において、不公正な取引方法、不当な価格の引上げが行われないよう、独占禁止法違反の取締の強化を図る。( 農水イ )

### **農協経営の透明化に向けたディスクロージャーの改善【平成 19 年度措置】**

経済事業改革をはじめとする改革を推進し、真に組合員に選択される農協となるため、農協経営の透明化は喫緊の課題であり、事業の運営・管理においては、現状を正確に把握し迅速に公開していくなど、より一層の透明性を確保しなければならない。

### **ア 業務及び財産に関する説明書類の様式統一**

農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 54 条の 3 において、信用事業又は共済事業を行う組合は、事業年度毎に業務及び財産の状況に関する説明書類（以下「説明書類」という。）を作成し、当該組合の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならないとされている。

しかし、説明書類に記載すべき事項は、農業協同組合法施行規則（平成 17 年農林水産省令第 27 号）第 204 条（単体）及び第 205 条（連結）において規定されているが、具体的な様式は定められておらず、必ずしも統一性が確保されていない。

したがって、全中に他の金融機関におけるディスクロージャーの状況を参考としつつ、説明書類の雛形を作成させ、周知させるなど一層の比較可能性を高めるよう所要の措置を講ずる。( 農水イ a )

### **イ ディスクロージャーにおけるインターネットの活用**

説明書類については、銀行や協同組織金融機関の多くがインターネットを活用しホームページで公開しているところである。組合員、貯金者等に対する情報開示を迅速に行うためにも、農協は、他の金融機関におけるホームページ上での説明書類の公開状況を参考としつつ、ホームページへの説明書類の掲載等、組合員、貯金者等の利便性に応じた公開方法で自主的開示を行うことが必要である。この自主的開示について、全中に農協に対し指導させるよう、必要な措置を講ずる。

( 農水イ b )

## ウ 組合員等に対する情報開示の拡大

現在、信用事業又は共済事業を行う組合については、部門別損益計算書の総会報告や説明書類の縦覧が義務付けられているが、部門別損益計算書や行政庁への報告書類として作成されているキャッシュ・フロー計算書は説明書類に含まれておらず一般に開示されていない。

したがって、全中に部門別損益計算書やキャッシュ・フロー計算書の一般への開示、更なる部門別の資産の情報提供を指導させるなど、自主的な情報開示が促進されるよう必要な措置を講ずる。( 農水イ c)

### 組合員に対する的確な情報開示の実施【平成 19 年中措置】

これまで、農業協同組合制度の所管官庁である農林水産省が、幾度となく的確な情報開示を行うべきと指導していることについては一定の評価がなされるものの、現在制度的に義務付けられている情報開示の仕組みや自主開示の促進などの指導が今一度、改めて農協及び組合員に周知徹底されるよう必要な措置を講ずる。( 農水イ )

### 中央会監査の在り方についての検討【平成 19 年度検討開始】

全中は昭和 29 年に、JA グループの独立的な総合指導機関として設立され、その役割は「全国の農業協同組合及び農業協同組合連合会の運営に関する共通の方針を確立してその普及徹底に努め、もって組合の健全な発展を図る」と定款に定めている。

金融市場においては粉飾会計事件の多発を理由に会計監査の強化が求められており、相互扶助組織であり、かつ系統組織の形態を採用している農協においても一層の経営の透明性が求められている。

JA グループ内において監査体制を構築し、その実施に努力してきた取組については一定の評価がなされるものの、今後、適切に行うべき指導と一般的に求められる監査をより一層的確に実施していくことが必要である。

したがって、全中の一組織である JA 全国監査機構が実施している中央会監査について、様々な角度から、組合員、貯金者等が納得する監査の在り方について検討を行う。( 農水イ )

## ( 5 ) 農業分野における銀行等の民間金融機関の参入促進

### 中小企業信用保険における対象事業の見直しと農業信用保証保険との連携強化による農業経営者等の資金調達の円滑化の促進

中小企業信用保険では、農業、林業、漁業等が信用保険の対象外とされているが、

農産物の生産以外に製造加工を行っている場合や、きのこ生産事業やもやし栽培業などの生産設備を要する事業は、食品製造業として扱われるため保険の対象となっており、基本的には農業等を保険の対象外としながらも、製造や加工を伴う場合には限定的に保険の対象としている状況にある。

他方、生産に止まらず加工・営業・販売までの経営を行い、顧客開拓・販売に必要な運転資金及び生産基盤(農地・耕作機械等)の拡大に必要な設備資金の調達を、農協以外の金融機関に求める農業経営者が増加しているが、信用及び担保面において中小企業と全く同様の不足が生じており、農協以外の金融機関からの資金調達が困難となっている事例が見受けられる。

そうした多角的農業経営者等を育成・支援するため、中小企業信用保険と農業信用保証保険の連携を強化するとともに、中小企業信用保険における対象事業について、必要な見直しを検討する。

#### **ア 中小企業信用保険と農業信用保証保険の連携強化【平成 19 年度措置】**

農協以外の金融機関からの資金調達を求める農業経営者が信用保証協会の保証利用を希望した場合等で、信用保証協会において引受けの可否の判断がつかないような場合には、農業信用基金協会に連絡、相談するなど、農業経営者の資金調達の円滑化が図られるよう中小企業信用保険と農業信用保証保険の連携の強化を図る。(農水イ a)

#### **イ 多角的農業経営者等への信用保険の在り方に関する検討【平成 19 年度検討、平成 20 年度結論】**

現在、信用保険の対象となる農業関連事業者は、きのこ生産事業やもやし栽培業などの生産設備を要する事業者、生産のみならず、加工・販売業まで行っている事業者、に限定されているが、昨今の農業の多様化に伴い、経済産業省は多角的農業経営者等の信用保険へのニーズを把握するとともに、農林水産省とも協議の上、必要に応じ対応を検討する。(農水イ b)

#### **ウ 農業サポート事業を信用保険の対象とすることの検討【平成 19 年度検討、平成 20 年度結論】**

建設業者が農作業の一部を受注するようなケースが増加している。このような農業サポート事業への新規参入が積極化するよう、他産業から農業サポート事業に参入した事業者を信用保険の対象とすることについての必要性・妥当性について検討を行う。(農水イ c)

## **農業信用保証保険制度の対象融資機関の拡大【平成 19 年度検討・結論、引き続き措置】**

農業信用保証保険制度においては、対象融資機関に銀行・信用金庫を認めており、銀行等民間金融機関の利用者にも配慮した仕組みとなっているものの、地域金融機関等において農業分野への参入が増えている状況を踏まえ、更なる参入促進に向けた必要な見直しを行う。

### **ア 対象融資機関の拡大**

現在、農業信用保証保険制度においては、農協以外にも銀行、信用金庫等が対象融資機関となっているが、信用組合は対象融資機関となっていない。これを改め、信用組合も農業信用保証保険制度の利用対象融資機関とする方向で見直す。

( 農水イ a)

### **イ 農協以外の民間金融機関に対する農業信用保証保険制度の周知**

地域金融機関等において農業分野への参入が増えているものの、農協以外の民間金融機関の農業信用保証保険制度の利用が進んでいない状況にある。

これは、農業信用保証保険制度の情報提供不足や、農業信用保証保険制度が農協系統機関専用の信用保証保険制度であるという誤解によるところも少なくないものと考えられる。

したがって、農業信用保証保険制度について、農協以外の民間金融機関に周知徹底を図るべく、情報提供等を積極化する。( 農水イ b)

## **( 6 ) 農業金融の円滑化について**

### **農業経営改善促進資金(スーパー S 資金)の取扱いの適正化【平成 19 年中措置】**

スーパー S 資金の取扱いについて、地域の農業信用基金協会の考え方や保証引受の審査を担う担当者に誤解が生じていることも考えられることから、本来の制度目的に沿った取扱いがなされるよう、改めて必要な措置を講ずる。( 農水イ )

### **知的財産や農業動産を担保とした新たな資金調達手法の検討及びその公表【平成 19 年度措置】**

農業金融の円滑化に向けては、農業特有の知的財産・動産及び新たなビジネスモデルの活用も今後重要になると考えられる。

農林水産省においては、金融機関(農協系統、農協以外の金融機関、政府系金融機関)、農業生産者団体を構成員とした検討会を設置し、新たな資金調達方法、担

保評価方法、債権管理方法等を検討しているところである。

農業経営者にとって、農業金融の円滑化は喫緊の課題であることは言うまでもない。このため、現在、上記検討会で行われている農業金融の円滑化に向けた検討を踏まえ、新たな資金調達手法の内容、具体的事例、課題等について、一定の結論を得て、金融機関、農業経営者等に情報の公開を引き続き行う。( 農水イ )

## (7) 農業共済制度の見直し

### 情報開示の促進【平成 19 年度措置】

掛金の設定や損害補償金の算出根拠、また、加入要件の地域差に関する合理的説明など、加入者の理解が得られるよう、徹底した情報開示を促進する。( 農水イ a)

### 栽培管理能力等に応じた掛金の設定【平成 19 年度措置】

農業者の栽培管理能力には大きな差があり、それによって、当然、災害等による影響や被害の度合が異なる。また、新たな農業技術を取り入れているか否かによっても、災害等による影響や被害の度合が異なる。

農業共済制度では、共済金額についても個人選択の途が開かれているが、更なる選択肢を広げるため、現在、十分に活用されていない「環境や要素を踏まえて個々の農業者ごとに被害実態に応じた掛金率を設定するシステム」について、各共済組合が活用するよう促す。

また、そのシステムや防災施設の設置状況等栽培管理技術による掛金の割引について、周知徹底を図る。( 農水イ b)

### 選択の自由度の向上【平成 19 年度措置】

農業共済制度の目的は、農業災害補償法(昭和 22 年 12 月 15 日法律第 185 号)第 1 条に「農業災害補償は、農業者が不慮の事故に因つて受けることのある損失を補填して農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資することを目的とする」とあるが、本来、経営というのは、自主・自律が原則であり、リスクや競争にどのように対処するかを経営者が自ら考え、経営戦略を実行していくことが求められる。

したがって、リスクにどのように対処するかは、経営者の判断により決定すべきものであり、本制度も農業経営者にとっては、リスクヘッジ手段の一つの選択肢として位置付け、農業者の選択の自由度の向上を図るため、「引受方式及び補償割合を農家が選択できる仕組み」について周知徹底を図るとともに、各共済組合が組合員農家のニーズを踏まえて、できるだけ多くの選択肢を共済規程に盛り込むように

促す。( 農水イ c )

( 8 ) 農業の登録、肥料の銘柄登録、品種の登録、原原種生産の見直し「官業改革」( 2 )  
、 に前掲 ( 農水工 、 )

( 9 ) 創業・事業拡大等への支援について

#### **農業研修への支援の充実【平成 19 年度措置】**

新規創業を積極化させるためには、農業技術の習得、農業現場における人脈形成、また、農地情報の取得などの支援を充実させる必要がある。

したがって、農業者における受入研修について、創業意欲及び参入意欲のある者が研修を受けやすくし、かつ、研修を受入れる農業者の負担を軽減するよう、支援措置を充実する。

さらに、企業等の農業参入法人に対する研修についても、支援を充実するなど必要な措置を講ずる。( 農水ウ )

#### **創業支援融資制度の充実【平成 19 年度措置】**

従来の農業分野における一般的な参入形態としては、親から子へ農業基盤を引き継ぐ「就農」が主であったため、農地や耕作機械等においても特段新たに整備する必要はなかったことから、農業金融における創業資金に対するニーズが顕在化しなかったという事情がある。

他方、中小企業の創業支援においては、政策金融においても、民間金融分野においても様々な融資制度が用意されており、また、それを利用しやすい環境が整備されている。

ところが経営として農業を行う者、また、経営として農業を行う計画をしている者が増加しており、農業金融においても「就農」だけではなく「創業」を含め支援していく必要がある。これらの新規創業を積極化させるためには、創業時に要する資金調達を支援するののも一つの策であることから、農業金融における創業支援融資制度の充実を図る。

なお、創業支援融資制度の充実に当たっては、農協以外の民間金融機関の参入も促進されるような制度設計を行う。( 農水イ )

#### **中小企業政策との連携【平成 19 年度措置】**

中小企業政策においては、創業を支援し、また、企業連携やビジネスマッチングなどビジネス機会の提供を積極的に支援しており、さらには、中小企業の活動にか

かる様々な助成や情報提供などを行っている。

今後、農業についても、他の業種と同様、経営者を育成・支援し産業力を強化させるためには、創業支援の実施、ビジネス機会及び支援情報の提供が不可欠である。さらに、他業種との連携を図り、農業における生産活動以降のマーケティング・営業・販売活動を強化することも重要である。

## ア 支援施策の周知徹底

現在、農業分野の課題について工業分野の技術をマッチングする農業連携の推進やその支援措置の提供などが、農政部局と中小企業政策部局の連携により行われているが、これらの活動について、農業分野において新事業の開拓や新技術の開発を目指す者への情報提供をさらに充実するなど周知徹底を図る。( 農水ウ a)

## イ 多角的な農業経営の支援に向けた連携強化

生産に止まらず加工・営業・販売まで行う多角的な農業経営の増加により、農業と他の産業の区別が困難となっている。現在、農工連携など施策の推進においては、農政部局と中小企業政策部局の連携が図られているが、流通・サービス産業分野とのマッチングによる販路拡大や人材育成、海外展開など、さらに連携を図りながら、支援策を講じていく。

なお、いまだ、各部局の農業の捉え方が従来の生産活動をメインとした農業を前提としている場合が少なくないことから、生産から加工販売に至る活動を一連のものとして取り組む農業経営者について、結果的に支援が受けられない部分が出てくるおそれがある。

多角的な農業経営を目指す者は、生産から加工や販売までの過程を一連の経営活動として捉えており、これらをサポートするためには、経営全般への支援が必要となることから、双方の部局においては、経営の全般を支援するという観点から、連携を強化し支援策を講じていく。( 農水ウ b)

## (10) 生鮮食品の栄養成分の表示について

### 生鮮食品の栄養成分の表示に向けた取組への支援【平成 19 年中措置】

生鮮食品については、農業経営者などにおいて栄養成分を表示してはならないとの誤解が生じているが、表示と実際の栄養成分の内容が一致していることを前提に、カロリーやタンパク質の吸収率などの栄養成分を表示することが可能である。

したがって、生鮮食品の栄養成分の表示も可能である旨を、関係省庁が連携し、

農業経営者などに広く周知する。( 農水ウ a)

併せて、栄養成分の表示方法について、それを希望する消費者の理解を深め、それに取り組む農業経営者を支援するため、関係省庁が連携し、参考となる表示方法なども公表する。( 農水ウ b)

### **生鮮食品の特定保健用食品などの特別用途食品の許可取得に向けた取組支援【平成 19 年度中措置】**

生鮮食品については、健康増進法第 26 条に規定する特定保健用食品などの特別用途食品の許可の対象から除外されるものではないが、生鮮食品における許可実績はない。生鮮食品は、栄養成分が自然や生産地による影響を受けるという特徴を持っていることから、栄養成分に係る製品品質や安定性の確保が必要と考えられる。

したがって、生鮮食品の特定保健用食品などの特別用途食品の許可取得に向けて、食品としてそれを希望する消費者の理解を深め、それに取り組む農業経営者を支援するため、関係省庁が連携し、特別用途食品の表示許可の前提となる有効性・安全性が科学的に担保されるよう、生産段階において、どのように栄養成分に係る製品品質や安定性の確保を図るかなどについて検討を行い、参考となる考え方や生産方法などの情報を農業経営者などに広く周知する。( 農水ウ )

### **特別用途食品の表示制度の見直し【平成 19 年度検討・結論、引き続き措置】**

健康増進法第 26 条に基づく特別用途食品とは、乳幼児、病者等の発育、健康の維持・回復等に適するという特別の用途を表示して販売される食品であり、厚生労働大臣の許可が必要であり、医師等の指導の下に使用することが適当である旨の注意表示等が義務付けられる。

これにより、例えば機能性米について「低タンパク質米」等の表示を行う場合には、特別用途食品と混同される恐れがあることから、許可なく表示することは適切ではないという指導がされている。

しかしながら、吟醸酒等付加価値の高い清酒の製造に当たっては、米の外側部分のタンパク質をわざわざ削り取っていることから、清酒原料用として「低タンパク質米」への需要喚起が期待できる。このように、病者の食事療法といった特別の用途以外にも、一般的な食品として食される、または加工用途に用いられるということも十分に考えられるため、必ずしも全ての食品が表示方法によって特別用途食品と混同されるとは限らない。

ただし、病者等が特別用途食品であると誤認することによって健康被害が発生することは防がなければならない。

したがって、特別の用途を表示して販売する食品については、当然許可は必要で

あるが、特別用途食品（病者用食品）ではない旨を明記して販売する食品については、栄養成分量を明示すれば、許可を得ずとも「低タンパク質（通常の米の %）」などといった表示が可能となるよう、既存の表示制度の運用の見直しを検討する。  
（ 農水ウ ）

## （11）米の品種等の表示について

### 表示制度の見直し【平成 19 年度結論、以降速やかに措置】

米の品種等の表示については、現在、産地品種銘柄かどうかによらず、DNA 鑑定等の農産物検査以外の根拠をもって表示することを可能とするかどうかを含めた「玄米及び精米品質表示基準」の見直しについて、「食品の表示に関する共同会議」において検討されているが、単に農産物検査以外の根拠をもって品種表示が可能か否かだけの検討ではなく、将来的な広域農業経営や高付加価値商品開発によるブランド化を見据え、魅力ある商品開発を可能とする観点からも検討を行い、結論を得る。（ 農水ウ ）

## （12）奨励品種制度など品種開発に関する諸制度について

### 民間企業の育成品種の普及促進【平成 19 年中措置】

奨励品種制度については、民間企業が育成した品種について、優良なものは積極的に奨励品種に採用するよう都道府県に対して指導がなされているが、いまだ公的機関による育成品種が奨励品種の大半を占めていることから、国際競争力のある品種開発を促進するためにも、単に参入機会を与えるだけでなく、実質的に参入が可能となるよう促していく必要がある。

したがって、都道府県に対して民間企業の創意工夫をより発揮させる観点から、民間企業の育成品種が奨励品種として積極的に採用されるよう、改めて効果のある措置を講じる。（ 農水ウ ）

## （13）品種登録について

### 審査期間の短縮【平成 19 年度措置】

米、麦、大豆の品種開発は、主に独立行政法人や都道府県などの公的機関により行われており、民間参入が進んでおらず、品種開発を行う民間企業は少数に止まっているのが現状である。

公的機関と民間企業の品種開発を比較した場合、公的機関は公費、民間企業は自

社の研究開発費でもって開発コストを賄っているため、公的機関と民間企業では、コスト概念が大きく異なる状況にある。さらに依然として公的機関の品種開発が主となっていることから、公的機関の販売価格が実質の標準価格となっており、民間企業のコストに基づく価格設定・コスト回収が困難となるなど、品種開発や新規参入の促進を阻害する要因にもなっていると看しても過言ではない。

品種登録に要する審査期間については、これまでも短縮化が図られているが、引き続き、審査期間を平成 20 年度までに 2.5 年に短縮するという目標達成に向けた取組を着実に推進するとともに、更なる審査期間の短縮に努める。( 農水ウ )

#### (14) 生産調整カウントとなる加工用米の取扱いについて

##### **生産調整カウントとなる加工用米の取扱いの適正化【平成 19 年中措置】**

農業現場においては、生産調整カウントとして認められる加工用米について、加工用米の出荷先は既存の集荷団体に限定される、また、農業経営者自らが加工用米の販売先を開拓した販売契約については、生産調整カウントとして認められないといった誤解が生じており、生産調整方針の運用に関する要領において定められた運用と異なる運用がなされているとの指摘がある。

したがって、農業経営者の創意工夫を活かした経営発展を促進するためにも、農業現場において、このような誤解が生じないように、また、適切な運用がなされるよう、改めて周知徹底する。( 農水ウ )

#### (15) 地域水田農業推進協議会における透明性の確保について

##### **地域水田農業推進協議会における運営改善、決定過程の透明性の確保【平成 19 年中措置】**

地域水田農業推進協議会については、当該地域の全ての認定方針作成者が実効ある形で参画し、客観的・透明性のある公正な議論が行われることが求められているが、地域においては、一部の認定方針作成者に開催日時が通知されない、一部の認定方針作成者の出席が認められない、また、幹事会や協議会の一部の構成員によって配分ルールなどが決定されるとの運用がなされているとの指摘がある。

したがって、協議会が本来の目的に沿った役割を果たし、そこでの議論が客観的でありかつ透明性のあるものにするためにも、協議会の運営が適切になされるとともに、協議会でなされた議論について、幹事会も含めて議事録の作成・公開がなされるよう、必要な措置を講ずる。( 農水ウ )

## (16) 区画整理、基盤整備事業の見直しについて

### **意欲ある農業経営者の支援に向けた区画整理、基盤整備事業の推進【平成 19 年度措置】**

能力と意欲のある農業経営者が、規模拡大や利用集積などの区画整理、基盤整備を希望し、該当農地の周辺関係者の同意が得られる場合には、意欲ある農業経営者と該当農地の周辺関係者が所有する農地等に区域を限定した区画整理、基盤整備事業の実施を推進する。

具体的には、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金による支援が受けられることとなっており、意欲のある農業経営者とそれに同意する生産者がこうした仕組みを利用して事業が実施できるよう、積極的に広く周知し、その推進を図る。（ 農水ウ ）